

4444	株式会社キタガワ	岐阜県岐阜市羽衣町六丁目十番地	平成十九年三月二日から平成二十年三月一日まで
4443	株式会社パルミラ ンインターナシヨ ナル	埼玉県さいたま市大宮区東町二丁目四十番地	平成十九年三月二日から平成二十年三月一日まで

○特許庁告示第三号
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十六条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第一号の規定に基づき公示する。
平成十九年四月二日

登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地
第六号	平成十九年三月二十二日	株式会社先進知財総合研究所 東京都港区芝四丁目4番10号 代表取締役 石井知	株式会社先進知財総合研究所 東京都港区芝四丁目4番10号

特許庁長官 中嶋 誠

○国土交通省告示第四百四十三号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規程により、当該土地において、平成十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規定（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
平成十九年四月二日

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
七瀬谷川

二 砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八十号までを順次結んだ線及び標柱一号と八十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
宮崎県都城市山之口町山之口字上長野
青井岳国有林
一一〇九林班
一〇八林班
ち造小班 一号から十一号まで
り小班 十二号から二十三号まで
る小班 三十四号から四十二号まで
ぬ小班 四十三号から四十七号まで
一一〇八林班 四十八号から七十六号まで
る小班 七十七号
い小班 七十八号から八十号まで

○国土交通省告示第四百四十四号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規程により、当該土地において、平成十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
平成十九年四月二日

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
野門沢

二 砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を平成十六年国土交通省告示第七百六十二号で指定した第五号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
栃木県日光市野門字富士見山国有林
五二林班 ね小班 一号から十号まで
れ小班 十一号から二十三号まで

○国土交通省告示第四百四十五号
旅行業法施行規則の一部を改正する省令（平成十九年国土交通省令第十号）による改正後の旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）第一条の二第三号の規定に基づき、国土交通大臣

の定める区域を次のように定め、旅行業法施行規則の一部を改正する省令の施行の日（平成十九年五月十二日）から適用する。
平成十九年四月二日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）第一条の二第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める区域は、海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）による一般旅客定期航路事業のために運航される船舶が、同号に規定する営業所の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の港を出港した後、初めて入港する港の存する市町村（当該船舶の旅客の乗降の用に供される係留施設が存するものに限る。）の区域とする。ただし、これらの市町村の区域が、ともに本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島の本島をいう。以下同じ。）又は一の本土以外の島に存する場合を除く。

○国土交通省告示第四百四十六号
解体工事業に係る登録等に関する省令（平成十三年国土交通省令第九十二号）第七条の七の規定により、同省令第七条の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があつたので、同省令第七条の十六第二号の規定により、公示する。
平成十九年四月二日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

(一) 登録番号 2
登録講習実施機関の氏名又は名称 株式会社日本解体工事業技術協会

(二) 登録講習実施機関の変更後の代表者の氏名 田端 勤

○国土交通省告示第四百四十七号
解体工事業に係る登録等に関する省令（平成十三年国土交通省令第九十二号）第七条の二十一において準用する第七条の七の規定により、同省令第七条の二十一において準用する第七項第二号に掲げる事項の変更の届出があつたので、同省令第七条の二十一において準用する第七項の十六第二号の規定により、公示する。
平成十九年四月二日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

(一) 登録番号 2
登録試験実施機関の氏名又は名称 株式会社日本解体工事業技術協会

(二) 登録試験実施機関の変更後の代表者の氏名 田端 勤

○国土交通省告示第四百四十八号
測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第五十一条の九の規定により、同法第五十一条の四第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項の変更の届出があつたので、同法第五十一条の十九第二号の規定により、公示する。
平成十九年四月二日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

1 登録番号 補・第2号(一)号
登録養成施設の名称 海上保安学校
変更後の登録養成施設の長の氏名 井下田 廣明

2 変更年月日 平成十九年四月一日
登録番号 補・第4号(一)号
登録養成施設の名称 中央工学校
変更後の学科又は学科に相当するものの名称 都市環境学科、土木工学科、土木建設科、造園建設科、測量調査科、測量科、土木科(夜間)、測量科(夜間)

3 変更年月日 平成十九年四月一日
登録番号 補・第13号(一)号
登録養成施設の名称 東海工業専門学校
変更後の学科又は学科に相当するものの名称 測量設計科

4 変更年月日 平成十九年四月一日
登録番号 補・第14号(一)号
登録養成施設の名称 広島工業大学専門学校

5 変更後の学科又は学科に相当するものの名称 測量土木工学科、まちづくり環境デザイン学科

6 変更年月日 平成十九年四月一日
登録番号 補・第17号(一)号
登録養成施設の名称 新潟工科大学
変更後の登録養成施設設置者の住所 新潟県新潟市中央区紫竹山六丁目三番五号

7 変更後の登録養成施設の所在地 新潟県新潟市中央区長潟二丁目一番四号

8 変更後の学科又は学科に相当するものの名称 都市環境建設科

9 変更年月日 平成十九年四月一日
登録番号 土・第1号(一)号
登録養成施設の名称 東海工業専門学校
変更後の登録養成施設の名称 あいち建築デザイン専門学校

10 変更後の登録養成施設の所在地 愛知県名古屋市中区金山二丁目七番一九号

11 変更後の登録養成施設の長の氏名 加藤 仁志

12 変更年月日 平成十九年四月一日